

たものについてその取り組みを御報告申し上げさせてもらったらと思っております。

それでは、第1章から順番に説明させていただいたと思います。

第1章、総則。この条例の総則であり、目的や理念などについてのことであることから、具体的な項目について各課の回答はございませんでした。

続きまして第2章でございます。

第2章は市民の権利並びに市民、市議会及び執行機関の責務についてでございます。市民や市議会、市長、市議会議員の権利や責務について記載しております。主だったところなのですが、第7条の第1項でございます、こちらの市議会の権能、責務のところの1項で、広範な意見の聴取というところですが、議会事務局のほうから、集会・イベント等への積極的な参加、市民等との意見交換、請願・陳情の受理というようなことを上げていただいております。実施状況といたしましては平成23年から読んでいただいたと思うんですが、市内各地で市民との意見交換及びアンケート調査を実施したと。平成29年につきましては、港南中学校生徒との意見交換会なども行っているようでございます。また、請願・陳情につきましては、記載のような件数で随時受け付けているところでございました。

また、2項においてですけれども、情報共有としての会議の公開、ホームページの掲載、議会だよりの発行などを上げておりまして、平成26年度から各委員会と全員協議会を原則公開としたというところ、それとホームページに議会情報、本会議会議録を掲載しております。あと、年4回議会だよりの、皆さん御存じかと思いますが、議会だよりを発行して、紙面の刷新などにも取り組んでおりますというようなことでございます。

続きまして、第8条でございます。こちらにつきましては、議会事務局からの回答がございました。議会の政策提案、自治立法に関する活動として、定例議会や臨時議会の実施についての報告がございました。内容は記載されているとおりでございます。

続きまして、第9条において総務課及び未来づくり戦略室から回答がありました。第1項、市政運営の方針の明確化ですが、広報紙による施策方針の公表ということで、当初予算とあわせて所信表明に基づく事業概要を公表しているということでございました。

2項につきましては、行政活動の目的と活動内容等の公開ですが、未来づくり戦略室からホームページによる行政活動の目的等を公開しているというように、先ほど申しました行政評価なのですが、それぞれの事業に係る目的、内容等を公開しているというような回答をいただいております。

続きまして、第4項です。こちら職員の人材育成につきまして職員研修事業というのがあるのですが、伊予市人材育成基本方針に沿って職員の養成をしていくため、各研修を受講させることにより職員の資質、能力を総合的に向上させるということになっておりまして、研修等はここに実績の回数を書いてあるんですが、これらの研修会を通して研修を行うことにより業務改善につながっていくということの報告を受けております。

続きまして、2ページを見ていただいたらと思います。

第2章でございます。

こちらが第11条、市職員の責務です。内容としましては必要な知識及び能力の向上に努めるということでございます。こちらのほうは、経済雇用戦略課と下水道課から回答がありました。経済雇用戦略課といたしましては、社会のシステムが複雑化する中、市民から寄せられる要望や相談が多様化しているということで、その知識と能力の修得に努めるとの回答でした。実施状況といたしましては、消費者行政については活性化基金によるレベルアップ事業が展開されているため、受動的でも高度な研修の履修が行われているという報告が上がっております。下水道課につきましても、同様な内容になっているということでございます。

続きまして、第3章、市政運営の原則でございます。

そのうちの第12条、総合計画でございます。

第1項、第2項なのですが、こちら未来づくり戦略室からの回答が上がっております。平成23年の地方自治法の改正によりまして、地方自治体の基本構想の作成義務はなくなったのですが、伊予市においては、自治基本条例の規定に基づきまして基本構想及び基本計画を策定した総合計画を立てることとしております。こちらにつきましては、実績は平成27年度未策定ですが、皆さん御存じかもしれませんが、このような総合計画というものをつくっております。実施状況といたしましては、伊予市みずからの意思により、目指すべき将来像及びまちづくりの方向性、目標を明らかにすることができたというふうに報告をあげていただいております。

続きまして、第13条、財政運営についてでございます。こちら総務課のほうからでございます。中・長期の財政計画を策定し、これに基づき計画的な財政運営に努めるといようなこととございまして、毎年10年間を計画期間とする中・長期の財政計画を策定しているといようなことと、財産の公開についてなんですが、その下の行になります。資産台帳を整備し、その情報を活用することで、適正な管理及び資産運用を行うこととなっております。資産台帳の整備が完了する段階で、具体的な活用にあたってのルールづくりが必要であるといことで、今現在は調製中といことになっております。

続きまして、行政評価でございます。第14条でございます。1項、行政評価の実施についてなんですが、未来づくり戦略室より、市が実施する全ての事務事業について一定の基準や指標を用いた行政評価に取り組むと。評価結果は市民に公表するとともに、外部委員からの評価を踏まえ、庁内における最終判断を下すことで行政経営におけるマネジメントサイクルを働かせるといことになっておりまして、実績といたしましては市民公開として年2回行っております。外部評価についても、年9回行っています。実施状況についてですが、指標を用いた成果を上げることにより、成果重視の行政活動の推進が図られたと。また、外部評価において、担当者による説明を行うことにより、住民視点に近づいた情報提供がなされたといことになっております。

続きまして、第2項、こちらは経済雇用戦略課からでございます。評価に基づく施策等の見直しの実態ですけれども、事業の目的を明確にした上で、市民目線に立って取り組みの実績や成果を数値化して表現し、客観的に現状把握、評価、検証を行うといことで、行政評価によるPDCAサイクルの構築を行っているといことでございます。31の事務事業についての実績がございまして、実施状況におきましては、課内における全ての事務事業について行政評価を行い、結果を行政活動に反映させるマネジメントサイクルを機能させているとのことでした。未達成のところにつきましては、事務事業の成果を表現したいものについては予算の再編成を行う必要があるが、いまだそれには至っていないといふうにご回答いただいております。

続きまして、第15条、個人情報の保護についてでございます。第1項、個人情報保護条例に基づく個人の権利、利益の保護についてでございます。こちらのは総務課でございます。伊予市個人情報保護条例に基づき、情報の適正管理に努めるとともに、条例の運用状況について広報紙及び市ホームページで公表するといことになっております。実績ですが、公表につきましては年1回、平成28年の個人情報開示請求件数につきましては4件ございました。実施状況に

つきまして、ホームページにより個人情報保護制度及び自己を本人とする個人情報の開示請求等の手続について情報提供しているというふうになっております。

続きまして、第2項、経済雇用戦略課でございます。業務上保有した個人情報については厳重に管理するとともに、個人情報を請求する権利を明らかにすることで個人の権利、利益を保護するという事で、こちらは16業務を行っているという事でございました。これらを行うことにより、取扱事務を開始する届け出書兼登録を市長へ提出するなどして、管理意識を高めているという事でございました。

続きまして、3ページでございます。

16条の説明責任でございます。説明責任、こちらのほうは経済雇用戦略課から上がっております。政策の立案、実施及び評価に至る過程について市民にわかりやすく説明するという事で、記載の下の2つの計画についての説明を行ったというようなことになっております。実施状況につきましては、主要な施策については、これまでも住民説明会などを開くなどして、事業の目的や内容について一定の理解をいただいていると。広報紙や市のホームページは最終手段であるとの認識を持って、いかに情報発信を行えば多くの市民に説明が行き届くか、常に意識して取り組んでいるという事でございました。

続きまして、土木管理課、下の行ですね。土木管理課ですが、2つ下のほうですね。伊予市においては急峻な地形が多く、土砂災害や崖崩れの危険性が高いため、愛媛県による土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定（Ⅱ期調査）について地元説明会を開催し、市民の安全・安心のため区域指定を行っているという事でございまして、こちらに記載しております地区で合計10回説明会を行っているようでございます。平成29年1月から平成29年2月にかけて合計10回の地元説明会を実施し、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定について、関係住民の理解を得て区域指定がなされたことで目標が達成されたという回答をいただいております。

続きまして、第17条、外郭団体等についてでございます。こちらにつきましては、3項の補助事業に係る苦情に対する団体の意見、助言等について経済雇用戦略課が回答しております。市の出資目的が効果・効率的に達成できるよう必要な支援を行い、必要な範囲で財務等に関する情報開示を求め、市民の苦情には調査して意見を述べるというようなことで、第三セクター、こちらはプロシーズ、シーサイドふたみ、まちづくり郡中さんの3法人についての実績となっております。実施状況につきましては、第三セクター等経営改革プランに基づ

き、決算のたびに所定の様式にて情報公開を行っているとお書いております。

続きまして、意見等への対応、18条でございます。第1項、市民からの意見・提案に対する対応でございますが、子育て支援課、経済雇用戦略課、下水道課から上がっております。子育て支援課につきましては、子育て支援センターにおける事業廃止について、目安箱による市民からの事業継続の要望に関する意見に対応したということで、1回行っております。達成状況といたしましては、目安箱を通じて市民からの事業に関する評価、意見及び提案を直接いただいたことで、事業のあり方を確認することができたと報告をいただいております。

続きまして、4ページでございます。

第3章の市政運営の原則、第19条の危機管理でございます。こちらも総務課から上がっております。危機管理に係る連絡調整、情報共有等を全庁的に推進し、もって本市で発生が予期される重大な危機事案に迅速かつ効果的に対処するため、伊予市危機管理委員会を設置するとともに、危機管理マニュアルを作成し、組織及び職員の危機管理能力の向上を図るとなっております。各課の危機兆候、懸案事項を共有した上で、それぞれ所管に係る危機管理個別対応マニュアルを作成、共有したとなっております。

続きまして、第4章、参画と協働の原則でございます。

第20条の参画と協働でございます。まず最初に、危機管理課でございます。地域防災力を高めるため、さまざまな事業の実施により市民の防災意識を向上させるということで、自主防災事業及び防災士養成を行っております。こちらの実施状況につきましては、自主防災会の自主かつ自立的な活動を市がバックアップする姿を希求するも、活動には団体間の格差が顕著であり、組織の育成に向けた市の働きかけがまだ必要である。防災士がその所属する自主防災会で主導的に活動できるよう、防災士のレベルアップと意識の醸成にも取り組むとなっております。

続きまして、総務課からの回答でございます。集会所改修・整備事業についてでございます。こちらは、市内の地域団体の要望に基づき、団体が管理運営している集会所の改修、整備に要する経費に対して補助金を交付することになっておりまして、実施事業といたしましては改修を5件行っております。

続きまして、コミュニティ助成事業、市内のコミュニティ団体が実施するコミュニティ事業に対し、一般財団法人自治総合センターが認定した事業に補助金を助成するもので、実施事業といたしましては4件、補助金で650万円となっております。

おります。自主防災会及び神輿会などについて補助を行っております。

続きまして、魅力ある地域づくり事業でございます。環境問題、産業振興、伝統文化の継承、食育・食文化の調査などを支援するともので、地域の特性や資源を生かした個性豊かな魅力ある地域づくり活動を支援することを目的としております。実施事業2件、こちらは湊町区長協議会及び住民自治されだにに対して助成を行っております。

続きまして、長寿介護課でございます。長寿介護課といたしましては、敬老会の実施事業で、こちら伊予市内の広報区の団体が実施する敬老会開催について経費を補助することになっておりまして、実施箇所が80カ所、合計2,814名の方が参加されております。出席率は例年同様の5割弱ということでございまして、市民の高齢者福祉に対する関心と理解を深めたということの成果をあげているようでございます。

続きまして、老人クラブ育成事業、こちらは老人クラブの普及と発展を図り、高齢者の生活を健全かつ豊かなものとし、福祉の増進に寄与することを目的として活動する伊予市老人クラブ連合会及び各单位クラブの活動を支援することで高齢者福祉の増進を図るということになっておりまして、実施団体が66クラブ、会員数が2,985名ということになっております。これによりまして、老人クラブ会員を主体とした介護予防活動、奉仕活動などを推進することにより、クラブ活動の活性化を図り、地域を基盤とする自主的な組織の育成に努めたとなっております。

続きまして、5ページでございます。

農林水産課からでございます。真ん中のグリーンツーリズム対策事業でございます。都市部住民との交流拡大による地域活性化のため、地域資源を活用した取り組みの実践者を支援し、組織化強化を実施するということになっております。グリーンツーリズムについては、ここに書かれている内容でございます。実績といたしましては、グリーンツーリズムの体験者受け入れ者数が1万5,573名ということでございます。

続きまして、その下、伊予市が管理する森漁港について、地域住民で構成する森ふれ愛クラブと伊予市森漁港区域清掃委託契約を締結し、環境の美化に努めているということで、清掃活動の実施回数26回ということであっております。

続きまして、都市住宅課からは、景観形成推進事業や老朽化空き家対策事業、市民のふれあい広場整備事業について、3つあがっております。1番目の景観形成につきましては良好な景観の形成を市、市民及び事業者が協働して推

進することで、市民生活の質を高め、潤いあるまちづくりを創造することになっております。実績といたしましてはまだあがってきておりませんが、平成29年4月1日で6件を指定するようなことになっております。

老朽化空き家除去事業。老朽化が進行し、危険な状態となっている空き家について、早期に除去を推進することで倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、地域の良い景観を保全するということになっております。実績はゼロでございます。

続きまして、飛ばします、土木管理課でございます。

伊予市においては、現在多数の管理道路、管理河川が存在するが、現状全ての維持管理を行うことは困難であるため、地元団体に対して原材料を支給し、清掃道具を支給することで市民と協働し、維持管理の向上を図るということで、実施回数5回ということで地元住民の方に管理をしていただいているということでございました。

続きまして、下の行です。伊予市において急峻な地形が多く、土砂災害の危険性が高いため、6月の土砂災害防止月間中に、県、市、警察などが合同で危険箇所パトロールを実施することにより、関係者が危険箇所を把握し、有事の際に適切な行動がとれるようにしたということでございまして、こちら平成28年6月2日に7カ所についてのパトロールを行っているようでございます。

続きまして、6ページでございます。

続いて土木管理課でございますが、上の段です。伊予市においては、降雨や潮の干満時に海から河川への逆流による河川氾濫等を防止するため樋門等が7カ所設置されており、地元区長へ管理委託することにより迅速な対応が可能となり、市民の安全・安心の向上を図ったということでございまして、こちらは随時とのことです。昨年の台風等あったと思うのですが、そのたびに対応していただいたということでございました。

続きまして、環境保全課でございます。クリーン伊予運動、豊かな自然と美しい風土に恵まれた自然環境を生かし、清潔でさわやかな伊予市づくりを目指し、市民の参画と協働によるまちづくりに取り組んだということで、平成28年7月17日に実施されてございまして、参加人数が6,066人ということでございました。

続きまして未来づくり戦略室、その下でございます。第2次総合計画の策定過程において、総合計画策定審議会を設置するほか、市民アンケート調査の実施、市民ワークショップ、職員ワークショップ、団体ヒアリング、市民討議会等の開催などさまざまな手段、手法を通じ市民の意向、ニーズを把握し、計画

に反映させるよう努めたということをごさいますて、その実績につきまして、右のほうですね、回数を書いております。

続きまして、1つあけて水道課でございます。簡易水道及び飲料水供給施設の施設管理の一部を各地区の水道組合に委託することにより、市民に供給する水道水の安全・安心を向上させたということで、簡易水道4カ所、飲料水供給施設4カ所について管理委託をしたということをごさいます。

続きまして、社会教育課でございます。毎月第2土曜日、図書館においてボランティアの方々による絵本や紙芝居の読み聞かせ、腹話術などの「おはなし会」を開催しているということで、月1回、年12回実施していただいております。

続きまして、学校教育課でございます。各学校のPTA活動の校内奉仕活動として、ボランティア清掃が行われているということをごさいます。年1回でございます。それとその後、児童・生徒の登下校時の交通安全、防犯を目的に地域住民による見守り活動が行われているというようなことをごさいます。

続きまして、7ページでございます。

こちらのほう、意見公募手続制度について書かれております。第21条でございます。

第1項、都市住宅課、立地適正化計画の策定に際し意見公募を行うことで、市の行政上の意思決定による公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促し、もって市民との協働による開かれた市政を推進するというもので、その計画につきまして意見募集を行っております。ちなみに、こちらの公募意見はなかったということをごさいます。

続きまして、未来づくり戦略室、行政評価でございます。事務事業の実施状況、情報を市民に提供し、意見を求めたということをごさいますて、こちらについても募集期間を設けて実施してはいたしましたが、平成27年度には複数の意見をいただいたものの、平成28年度には意見がなかったということをごさいます。

続きまして、学校教育課でございます。本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める伊予市教育大綱を策定するために意見公募を行ったということをごさいます。こちらについても募集期間を置きましたが、公募意見はなかったということをごさいます。

続きまして、第2項のほうに移ります。こちらは関係課で、意見公募に当たっての広報紙等での公表ですが、意見公募をした課につきましては、市民等から



の意見をもとに実施機関の考え、または修正の内容を示すことにより、説明責任に努めるとともに、市民の市政への参画を促すことにより、行政運営の公正と透明性の向上を図ったということで、平成27年度8件、28年度には9件の公表を行っているということでございます。

続きまして、審議会等の運営でございます。第22条でございます。福祉課、伊予市地域福祉計画策定審議会というものがございまして、第3期地域福祉計画等の策定に係る審議会を開催したとなっております。開催回数は2回、そのうち公募委員が1名というようなことでございました。

続きまして、伊予市障がい者福祉計画策定審議会でございます。第4期障がい福祉計画等の進捗状況の報告等に係る審議会等を開催したということでございまして、開催回数1件、公募委員1名でございました。

続きまして、子育て支援課でございます。伊予市子ども・子育て会議の開催でございます。公募委員の募集を実施したということでございまして、開催回数が1回、そのうちの公募委員さんは1名ということでございました。

経済雇用戦略課につきましては、ブランド認定委員会でございます。平成29年度よりブランド認定審査会に改編し、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関となったということでございまして、開催回数は1回、公募委員につきましてはこの横に書いているんですが、ブランド認定審査会については、選考過程において公平性を担保するため、利害関係者となる可能性のある公募委員を募らないこととしているというようなことで、公募委員についてはゼロ、なしということでございました。

続きまして、都市住宅課、伊予市景観審議会、こちらのほうは良好な景観の形成に関する重要事項を調査し、適正に審議することで良好な景観の形成を市、市民及び事業者が協働して推進するというようなことで開催してございまして、開催回数が1回、公募委員が2名というようなことになっております。

続きまして、伊予市都市再生推進調査会、こちらは立地適正化計画、都市計画マスタープラン及びその実施に関し、必要な調査協議を通して都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を推進するという目的で開かれてございまして、開催回数が4回、公募委員が2名となっております。

続きまして、8ページでございます。

こちらについても公募委員の選任ですが、環境保全課でございます。伊予市環境審議会、こちらは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で策定を義務づけられている一般廃棄物処理に関する計画を定めるなど、市の環境の保全に関する基本的事項について調査及び審議を行うといいでございまして、開

催回数は1回、公募委員が2名ということでございました。

社会教育課、平成26年度から28年度において、図書館・文化ホール等管理運営検討委員会を設置し、2名の公募委員を含む14名の委員で検討協議したということでございまして、開催回数が8回、公募委員については2名でございました。

続きまして、住民投票でございます。第23条、こちらについてはまだ伊予市のほうでは具体的な取り組みは行っておりません。

第5章、住民自治でございます。

第24条の住民自治組織でございます。過疎化、少子・高齢化の進行による集落の再編、学校の統廃合や大規模災害など、地域が抱える課題に対処するためには、合意形成可能な一定の地域で組織をつくり、住民が役割分担をしながらみずから問題解決を図っていく必要があるということで、住民自治組織を広げていくということでございますが、住民自治されだに以外には今のところ実績はなしということで、今後制度の啓発を図っていく必要があるというようなことでございました。

続きまして、第25条、協働推進拠点でございます。総務課でございまして、自治支援センターの設置を行っております。5カ所あるのですが、利用実績についてはないということで、これについても情報提供に努めるというようなことがあがってきております。

続きまして、第6章推進体制でございます。

第26条、参画協働推進委員会の設置ということで、こちらでございます。今回でございます。参画と協働に関し、調査協議を行うための委員会を設置し、本条例の施行状況及び実態把握に努めるということでございます。今回初めてというようなことで、過去の実績についてはないということであげさせていただいております。

続きまして、第7章、その他でございます。

第27条でございますが、経済雇用戦略課が国及び県と適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するとともに、他の地方公共団体との共通課題等に対応するため相互に連携し協力するということで、松山圏域未来共創ビジョンに基づく市町連携を行っております。

最後になりますけども、第28条、情勢への適応ということで、条例の5年ごと

の見直しということでございます。この条例が社会情勢に適応したものであるか、5年ごとに見直しを行うというようなことでございますが、実績のほうについてはなしということでございます。

足早ではございましたけれども、以上でございます。

委員長 : ありがとうございます。

事務局からの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。

委員 : 実際のことをいうたら、これ何を質問していいかわからんですけど、第6章の第26条、参画協働推進委員会、当会じゃと思うのですが、これをあげていく中で、3つの大きな推進委員会の中ではこれとこれをやっていくのだよということ掲げているのですが、この条例の見直しということが根っこにあるのですが。条例の見直しというたら、最高規範を簡単に見直すということが、なかなか難しく、我々としては思いつきにくいことなのですが、思いあたることはたくさんあるんですね。それをどういうふう処理していくか、先ほどずっと説明をされてたのですが、最後まで、8ページまでやっていただいたのですが、今後どのように部門別にやっていくのか、我々としては今直面しているだろう大きな情勢、問題についてとか、そういうことについてもこの中で、議会や執行部の責任を追及するのじゃないですけどね。責任をいかに今まで全うしてきたのか、それともある程度市民への透明性がなかったのか、市民が見なかったのか、そういう問題もいろいろ出てくると思うのですよね。具体的にこういう事というのをちょっと事務局のほうからあげていただいたら、取りつく島ができるのじゃなかろうかなと、このように思います。

以上です。

委員長 : じゃあ、事務局のほう説明をお願いいたします。

事務局 : なかなかこの住民自治基本条例、冒頭にも御説明申し上げましたとおり、伊予市の最高規範、最上位条例として位置づけられております。例がいいかどうかわかりませんが、国におきましては憲法改正といったらかなり慎重派と推進派とに分かれております。この憲法一つ改正するのにすごく労力を使っているのが実情じゃないかなと思うとります。

合併してから伊予市の自治基本条例を定めて、今事務局のほうからこれの各一つ一つの条例もほとんどがここの参画と協働の原則、参画と協働の第20条に基づく事業というのが、ほとんど行政が行っている事務、また政策がこれに当たることと思います。そういったことで、この事例を少し申し上げましたけれども、これから、本来の参画と協働推進委員会の役割について事務局からの2点

ほどお願いがあります。こちらを聞いていただきましたら、ああこれから何をしないといけないかなというふうになると思います。ただ、今までの説明は多分焦点がぼけてきて、一体何をしているのかと思われまますので、説明のほうがちよっとわかりにくい説明だったかなと思います。ですので、これから何をどうしていくかというのを具体的にどうするかというのは、またこれから事務局で説明いたしますので、先ほど委員さんからもありました具体的な例を挙げてというところでは。

事務局 : 済いません、失礼いたします。

委員さんおっしゃられたように、条例の見直しというのがこの委員会の役割としては最も大きな部分、重要なところであろうと考えております。一応、最後28条というところに条例の施行みたいなのは5年ごと、このごとに社会情勢に適応したものかどうか、背景が変わってまいりますので、そういうところを踏まえた上で今のままでいいのか、あるいはつけ加える項目が要るのじゃないのとか、ここは進んでないからやめたらどうかとか、そういった御意見を伺いながら一応5年ごとの時期ということですので、5年、そして10年、15年、20年というふうなスパンでそのところを協議していきたいなというふうに考えております。

ただ、今回の推進委員会の委員の皆さんの任期の中で、5年目に当たってないということもございまして、まずは今日の第1回目ということですので、まだこの条例がまずもって何であるのかというところの御説明と、それぞれ個々に決めてあるものについて、どういったことをそれで進めていっているのか、いわゆる施行状況というところをまず御説明を差し上げて、そしてこの後、事務局のほうから説明をするところでありましたけれども、最も重要な参画と協働というところが非常にわかりにくいということもございまして、それについての指針、いわゆる参画協働というものがこういったものなのですよというふうなもの、皆さんにお示しできるようなそういったものをこの委員会の中で協議いただいってつくってまいりたいと、そういうのができないかなというふうなところでご参集いただきました。

以上、補足で御説明いたします。

委員長 : それ以外に御質問等ございますでしょうか。

はい、委員さん。

委員 : 今説明した中での話なのですが、伊予市自治基本条例の第9条で、職員の人材育成のところ、研修が1回、3回と書かれていたその研修に関して、この少ない回数で人材育成ができるのかと不思議に思ったことと、実践状況のところ

に波及効果を期待している」と書かれていることに対して、市の職員である以上、研修して成果をちゃんとあげてもらわないといけないのに、このコメントはちょっと思ったのですが。あと3ページ目の中山スマートインターチェンジ地区協議会という協議会があるというのも知らなかったし、それに対してホームページとかで公開をされてると思うのですが、伊予市民の方たちの半分以上の方がやっぱりいろんなことを知ってないと、公開したということを書くべきじゃないという気がします。ホームページを60、70の方がどれだけ見られているのかというと、この市役所職員の公表に対してのやり方をちょっと変えないと、職員の方は全部公表をしてますと発信されても、受け側が見てない確率、（見てる）パーセンテージは多分少ないと思うのです。そういうことの改正をしてもらったらと思います。

委員長 : 事務局のほうで。

事務局 : 濟いませぬ、御意見ありがとうございました。

まだ職員の研修制度につきましてお答えする前に、今回の施行状況調査表ということで、いろんな事業のほうを報告させていただきました。ただ、市役所の事業はかなりのもので、全部盛り込みますと相当なボリュームになりますので、こちらのほうである程度抜粋して入れたということもございまして、職員研修は人事の当局のほうでも全体にかかってさまざまな研修を行うようにいたしております。先般、男女共同参画の「育ボス」あたりの研修会などを開きまして、そういった研修会の開催とあわせて、職場内での研修というようなことがOJTですが、ここらも今人事のほうからも推奨しているようなところでございます。

委員さんおっしゃるように、研修を受けたらもちろんそれに対して知識をそのレベルまで持っていかなければならないという、結果が重要であるということとは十分認識いたしておりますし、またそういったところも踏まえて研修会などを開催したり、あるいは研修に派遣する際にはこちらのほうからもお願い、お伝えをしたいと思っております。

それと、ホームページでのお知らせが多いというお話です。これも、私どももちろんそれを思ってます。特に、伊予市の場合は高齢者の比率も高いということにして、なかなかパソコンになじみがないということもございまして、ですので広報紙という紙媒体、こちらを使うということと、あとはできれば職員も出向いて説明する機会というのをこれからはやっぱり設けていくべきじゃないかと、直接お話をお伺いしたり、お伝えしたいということもあります。

それと、今日はちょうど伊予市には広報区長制度というのがございまして、

区長会長さんがいらっしゃってます。この区長会におきましても、そういった市の重要な事項でありますものにつきましては、御説明というかお伝えしながら進めていっております。このあたりもまた活用しながらやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局 : まことに申しわけございません。4時から議会全員協議会を控えておりまして、私はここで退席させていただきます。あと、事務局のほうで会を進めますのでよろしくお願い致します。

委員長 : それでは、あとはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 : それでは、本日予定されていた案件は以上でございます。委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいただきますとともに、円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございます。

これもちまして第1回伊予市参画協働推進委員会の議事を終了いたします。

それでは、進行役を事務局へお返しいたします。

事務局 : 済みません、武内委員長さんどうも議事進行ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたり御協議いただきましてまことにありがとうございました。

それでは、次第の7、その他に移りたいと思います。

事務局より連絡事項を申し上げます。

事務局 : 失礼いたします。今後の予定及びお願いについて説明させていただきます。それでは、事務局より今後の予定2点とお願い1点を含め、3点御説明申し上げます。

1点目でございます。協働の指針の策定についてでございます。

まず、協働の指針の意味とその必要性について御説明申し上げます。

急速な過疎、高齢化や少子化、経済の低迷、財政状況の悪化、価値観の多様化など私たちの生活は一昔前とは大きく変化しております。これまでの行政が提供してきた公平、一律の原則に基づく行政サービスの提供では、住民ニーズに応えることはできない状況が生じてくるようになってまいりました。また、行政においても財政状況が厳しいことから、今までのような公的機関が全般を担うことも困難になってきております。

このような背景のもと、住民が求めるきめ細やかなニーズに臨機応変に対応し、持続可能な社会の形成を図るためには、住民みずから積極的に公益活動の担い手として参加することが必要となってまいりました。こうしたことか

ら、本来、行政が担ってきたまちづくりに市民の皆さんが参加していただくためには、市民と行政が共通の視点や価値観を持って一定のルールのもとで進めていくことが重要になってまいります。このルールこそが協働の指針であり、市民参加型社会の形成を進めるためには欠かせないツールであると言えます。

以上、協働の指針の説明となりますが、本来今年度の早い時期に委員会を開催し、協働の指針策定に向け取り組む予定でありましたが、この時期になり、今年度での策定が困難となりました。今後については、4月以降の早い時期に委員会を開催し、この協働指針策定における手続及び指針の内容等について御協議いただけるかと考えておりますので、よろしく願いいたします。こちら、指針の策定につきましては案を事務局のほうでお示しいたしますので、また御検討いただけたらと思います。

続きまして、条例見直しについてでございます。

本条例につきましては、伊予市自治基本条例の説明の際にも申し上げましたが、平成22年1月1日から施行し、運用してまいりました。最初、条例にありますように5年を超えない期間ごとにということになっておりますので、最初の見直しがあったわけですが、条例施行後間もなくで本市の社会情勢、市政運営にも大きな変化がなかったことから、見直しなしと判断し、変更は行っておりませんでした。次回の見直しにつきましては、今から2年後の平成32年を予定しております。今回の委員の皆さんによる見直しとはなりません、伊予市の最高規範として重要な位置を占めることも考慮し、現在の状況と照らし合わせ、状況に即した条例になるよう適宜御確認をよろしく願いいたします。

続きまして、最後1点お願いがございます。

今回が初めての会ということもあり、委員の皆様から自由な御意見をいただきたいと考えておりましたが、時間の都合もあり、意見交換の場を設けることができませんでした。大変失礼いたしました。

そこで、委員の皆様にお尋ねしたいことがあります。それは、伊予市自治基本条例第24条にあります住民自治組織についてでございます。住民自治組織は、市民みずからが互いに助け合い、地域の課題に取り組むことを目的に設置されるものであり、伊予市においては平成20年6月1日に、伊予市中山町佐礼谷におきまして住民自治されだにが組織されており、さまざまな活動をしていただいているところでございます。しかし、伊予市においては一組織のみとなっており、全般的に組織設立の動きもないのが現状で、住民自治組織設立の促進が課題となっております。

今後、問題を整理し、その方向性を決めるためにも、委員の皆さんに伊予市で

住民自治組織が広まらない理由についてお考えいただくとともに、問題解決のための御提言をいただけたらと考えております。つきましては、お配りしております自治基本条例に関する記入用紙、1枚物の紙ですけれども、御記入の上、返信用封筒——こちらのほうに添えているのですけれども——を、2月9日金曜日までに事務局まで御返送くださいますようお願いいたします。

そのほかにも、今後、自治を進展させるために必要となる市民と行政がともに協力してまちづくりをするための参画協働について、普段の生活の中で委員の皆様が感じられていることなど御提案していただけたらと思いますので、御意見何でも結構ですので頂戴したらと思います。御協力のほうよろしく願いいたします。委員の皆様からいただきました御意見につきましては、今後の会議に生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

事務局 : そうしましたら、大変長時間でございますけれども以上をもちまして参画協働推進委員会第1回目の会議を閉じたいと思います。どうも皆さんありがとうございました。お疲れさまでした。

16時 閉会